

答 申

1 審査会の結論

埼玉県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が「埼玉県立精神医療センターにおける平成〇〇年〇月〇〇日の〇〇〇〇の診療録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成25年9月25日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として、実施機関に対し、平成25年9月12日付けで、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成25年9月25日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 代理人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成25年10月24日付けの異議申立書により実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年11月22日付けで、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに理由説明書の提出を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年5月26日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 代理人の主張の要旨

（省略）

4 実施機関の主張の要旨

- (1) 不開示理由を明確に認識できるように記載すると不開示情報の内容に言及せざるを

得なくなるため、本件部分開示決定通知書の表現とした。

(2) 本件に関して、過去に条例第15条に基づく開示請求は行われていない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、児童Aが埼玉県立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）で診療を受けていた際に作成した診療録のうち、平成〇〇年〇月〇〇日の記録である。

実施機関は、本件開示請求の対象外とした部分（以下「対象外部分」という。）を除き、本件対象保有個人情報の一部について条例第17条第2号、第3号及び第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し代理人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めているので、以下、不開示部分の条例第17条第2号、第3号及び第7号該当性並びに対象外部分の本件対象保有個人情報該当性について検討する。

(2) 不開示部分の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ ところで、精神医療センターは、主として精神障害に関し必要な医療の提供を行うために設置されたものであり、業務を適正に遂行するためには、患者の状況等を適切に把握し、その状況を率直に記録することが不可欠であると認められる。

しかるに、本件対象保有個人情報のうち不開示とされた部分を開示すると、今後、精神医療センター職員が開示されることを恐れて評価又は判断の内容を記録することを躊躇することが想定され、その結果、患者の状況等を適切に把握することが困

わせると、過去に開示されたことを考慮しても、当該不開示部分を開示することにより児童Aの権利利益を害するおそれ及び業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、代理人の主張は採用できない。

代理人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、長田 淳、西村 淑子

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年11月22日	諮問を受ける（諮問第114号）
平成25年11月22日	実施機関から理由説明書を受理
平成27年 4月21日	審議
平成27年 5月26日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年 6月22日	審議
平成27年 7月21日	審議
平成27年 8月24日	審議
平成27年 9月18日	答申